

令和8年度介護助手導入支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が高知県から委託を受けて、介護現場における身体介護等の専門的な業務以外の周辺業務に従事する者（以下「介護助手」という。）の導入を支援する助成事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 助成金交付対象者は、高知県内で介護サービスの提供を行う高齢分野の入所施設及び通所事業所（以下「事業所」という。）とする。

(事業区分及び助成対象事業等)

第3条 事業区分及び助成対象事業は、介護助手の導入につながる次の準備に係る事業とし、予算の範囲内において助成する。

(1) 介護助手導入及び業務の切り出し等を進めるための職場内研修の実施及びマニュアルの作成等

(2) 介護助手を募集するための広報の実施及び事前説明会の開催等

2 助成対象経費及び助成額は、別表のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（別記第1号様式）及び関係書類を県社協会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 会長は、前項の規定による助成金の交付申請が適当であると認めたときは、助成金の交付を決定し、申請者に通知する。

(助成の条件)

第6条 助成金の交付決定を受けた者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 助成金は、その交付目的に反して支出してはならない。

(2) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、助成の目的に反して使用、譲渡、交換及び貸し付けてはならない。

(助成事業の変更等)

第7条 助成金の交付決定を受けた者は、助成事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）及び事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に助成事業変更申請書（別記第2号様式）を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第8条 助成金の交付決定を受けた者は、助成の対象となった事業が完了した後、1月以内又は実施年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに実績報告書（別記第3号様式）により事業の実績を証する書類及び収支決算書を添えて事業の実績を報告しなければならない。

(助成金の額の確定及び通知)

第9条 会長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、助成金の交付決定額の範囲内で交付額を確定し、文書で通知するものとする。

(請求及び交付)

第10条 会長は、前条の規定により交付額を確定した後に、助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付を受けようとする者は、助成金の交付の決定通知を受け取った日以降に請求書(別記第4号様式)を会長に提出しなければならない。

(助成金の返還等)

第11条 会長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、助成金を返還させるものとする。

(1) 不正の手段により助成金の交付を受けたとき

(2) 第6条に定める助成条件に違反したとき

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は令和8年4月17日から施行する。

別表(第3条第2項関係)

助成対象経費	謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、 通信運搬費、手数料、賃借料
助成額	10万円以内 (1事業所につき1回に限る)